

高等学校教諭の実習免許状を取得したい方
(高等学校教諭の方等の実習の1種免許状)

免許状の種類

- 高等学校教諭の実習の1種免許状

根拠規定

- 免許法別表第5

取得方法

- 高等学校に教諭（助教諭）として勤務する方等が、高等学校教諭の実習の1種免許状を取得する方法は、〈表34〉のとおりです。

取得しようとする免許状		高等学校教諭 1 種免許状		
		看護実習・家庭実習・情報実習・農業実習・工業実習 商業実習・水産実習・福祉実習・商船実習		
所要 資格	基礎資格	イ 大学において当該実習に係る実業に関する学科を専攻し、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	ロ 当該実習についての高等学校助教諭免許状を取得した後、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担任する教員としての実務経験を3年以上有すること。	
	有することが必要な免許状	—	高等学校助教諭免許状	
	在職年数	—	3 年	
	最低修得単位数の合計 (7)+(4)	—	10 単位	
欄	科目	含めることが必要な事項		
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	—	—
		当該教科の関係科目（注）の③参照	—	4 単位
		当該教科の職業指導	—	1 単位
	最低修得単位数（ア）	—	5 単位	
第 3 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		1 単位以上
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		左の事項から選択
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法		左の事項から選択
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
最低修得単位数（イ）	—	5 単位		

(注)

基礎資格「ロ」に係わる在職年数及び修得単位について

- ① 在職年数は、高等学校助教諭免許状（実習）を取得した後、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該教科の実習を担当する教員として良好な成績で勤務した実務に限ります。
なお、昭和29年改正法附則第7項による臨時免許状の所有者については、最低在職年数3年を6年と読み替えます。
- ② 修得単位は、高等学校助教諭免許状（実習）を取得した後に、修得した単位に限ります。
- ③ 教科に関する専門的事項（当該教科の関係科目に限る。）は、実習内容を含む科目を修得してください。
- ④ 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は、取得しようとする免許状の実習教科の指導法を修得してください。